

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。 | <p>おまかせ投資は、組み入れた株式や債券等の値動き、為替相場の変動等により運用資産の時価評価額が大きく変動する可能性があります。これによりお客様の投資元本は保証されているものではなく、これを割り込むおそれがあります。したがって、ある程度元本割れのリスクを許容できる方に、中長期の資産形成目的で保有していただくことを想定している商品です。</p> <p>※こちらは重要情報シート（個別商品編）「おまかせ投資（投資一任契約）」の「質問例」に対する一般的な回答です。</p> |
| 2 | この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。 | <p>おまかせ投資の運用状況は、当社ウェブサイトログイン後のマイページから資産残高、評価損益、資産推移等を確認できるほか、半年に1回の頻度で電子交付される投資一任口座での運用状況を記した運用報告書を確認することができます。</p> <p>また、サービス開始以降および期間別のパフォーマンスを毎月公開しており、当社ウェブサイトからご確認いただけます。</p> |
| 3 | この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。 | <p>メリットとして、幅広い複数の投資対象に投資しますので、単一の資産（株式など）への投資と比較して、リスクの低減効果が期待できます。</p> <p>また、複数の資産に分散して投資するバランスファンドとの比較では、おまかせ投資は投資配分を変更する運用のメンテナンスも自動で行いますので、お客さまがご自身でポートフォリオの管理を行う必要がなく、より効率的な国際分散投資効果が期待できます。</p> <p>一方、デメリットとして、単一の資産（株式など）に投資するファンドやバランスファンドを購入された場合と比べて、お客さまが支払う費用が高くなる場合があります。</p> |
| 4 | 投資一任契約とは何か。投資信託を購入するのにどう違うのか。 | <p>投資一任契約とは、お客さまが投資運用業者に株式や債券などの有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部、または一部を一任し、この投資判断に基づく売買発注等の投資に必要な権限を委任する契約のことです。</p> <p>お客さまご自身で数多くの投資信託の中から選択して投資を行う場合と異なり、投資対象銘柄の選定、売買注文の発注、メンテナンス（投資配分の変更）などを投資運用業者に「おまかせ」いただき、資産運用を行うことができます。なお、その対価として投資一任手数料（運用報酬料）がかかります。</p> |
| 5 | 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。 | <p>おまかせ投資はETF（米国株式、先進国株式、新興国株式、米国債券、米国ハイイールド債券、新興国債券、米国不動産、金）への投資により運用を行います。為替相場、金利水準、株式相場、不動産相場、商品（コモディティ）相場等の変動に伴い、ETFの市場価格が下落し、損失が生じる恐れがあります。</p> <p>また、ETFに組み込まれた株式や債券等の発行者の倒産や信用状況等の悪化によりETFの市場価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。</p> <p>ETFは外貨建てであるため為替リスクが存在し、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、円ベースの換金金額について損失が生じるおそれがあります。</p> |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|---|----------------------------|---|---|---------------|--|
| 6 | <p>相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。</p> | <p>おまかせ投資は、組み入れた株式や債券、不動産、商品等の比率によってリスクは異なり、当該組み入れ比率もメンテナンス（投資配分の変更）によって変動します。</p> <p>類似商品としてはバランス型投資信託が挙げられますが、当社は取り扱っていません。</p> | | | | | | |
| 7 | <p>私がこの商品に 100 万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。</p> | <p>お客さまには運用にかかる費用として、以下の手数料等をご負担いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="477 416 1465 893"> <tr> <td data-bbox="477 416 539 701">①</td> <td data-bbox="539 416 767 701"> <p>投資一任手数料 (運用報酬料)</p> </td> <td data-bbox="767 416 1465 701"> <p>運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額に応じて、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円以下の部分の報酬料率 年率 1.00% (税込 1.10%) ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円を超える部分の報酬料率 年率 0.50% (税込 0.55%) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 701 539 893">②</td> <td data-bbox="539 701 767 893"> <p>その他の費用</p> </td> <td data-bbox="767 701 1465 893"> <p>その他に運用資産に組み入れた ETF の信託報酬等を間接的にご負担いただきますが、これらの報酬・手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前にその料率・上限額等を示すことができません。</p> </td> </tr> </table> <p>投資対象の ETF の市場価格が変動しないと仮定した場合、100 万円の投資に対して①の手数料は年間 11,000 円 (税込) となります。</p> <p>実際には投資対象の ETF の市場価格は日々変動するため、日々の手数料も変動し、年間の負担金額も変動します。詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。</p> | ① | <p>投資一任手数料 (運用報酬料)</p> | <p>運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額に応じて、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円以下の部分の報酬料率 年率 1.00% (税込 1.10%) ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円を超える部分の報酬料率 年率 0.50% (税込 0.55%) | ② | <p>その他の費用</p> | <p>その他に運用資産に組み入れた ETF の信託報酬等を間接的にご負担いただきますが、これらの報酬・手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前にその料率・上限額等を示すことができません。</p> |
| ① | <p>投資一任手数料 (運用報酬料)</p> | <p>運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額に応じて、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円以下の部分の報酬料率 年率 1.00% (税込 1.10%) ・運用資産に組み入れられた ETF の時価評価額 3,000 万円を超える部分の報酬料率 年率 0.50% (税込 0.55%) | | | | | | |
| ② | <p>その他の費用</p> | <p>その他に運用資産に組み入れた ETF の信託報酬等を間接的にご負担いただきますが、これらの報酬・手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前にその料率・上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | |
| 8 | <p>費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。</p> | <p>類似商品としてバランス型投資信託が挙げられ、株式や債券、REIT 等の複数の資産に分散して投資するバランスファンドの中には、おまかせ投資に比べ費用が低いものもあります。</p> <p>当社では取り扱いがありません。</p> | | | | | | |
| 9 | <p>私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・おまかせ投資の売却（一部換金・解約）をする際、手数料はかかりません。 ・原則として、購入（抛出）の指示をいただいた日から 3 営業日以内に、「注文中」の表示が消え、運用額が表示されます。運用額が表示された時点以降は、売却（一部換金・解約）の指示を行うことができます ・お客様は、1 万円以上 1 円単位の金額を示して一部換金を申し出ることができます。ただし、以下の場合には、一部換金の申出ではなく解約の申出となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取得有価証券の時価評価額の 95%以上の換金を希望するとき ② 取得有価証券の時価評価額が 1 万円未満であるとき ③ 取得有価証券の処分時まで、その時価評価額の 95%の金額が換金希望額を下回った場合 ・売却（一部換金・解約）は、現地約定日の翌日以降の国内営業日が国内約定日、その 2 営業日後が国内受渡日となるため、売却による金銭は受渡日に入金可能額に反映されます。 ・お客様が抛出、一部換金、解約を行った後、当社がそれらの申出にかかる運用売買のシステム処理を完了するまでの時間等が「手続休止時間」となり、新たな売却（一部換金・解約）の申し出ができません。 | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>10 あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。</p> | <p>当社は「技術と創造で“未来の金融”の礎となる」をビジョンとして、「誰もが当たり前資産運用ができる」社会を作るためのサービスを提供しております。インターネット取引専門の証券会社としての特徴を活かしながら、手数料の明示、安全性と信頼性の高いシステム、良質な金融コンテンツ等、お客様の資産形成の一助となれるようなサービスの提供に取り組み続けてまいります。</p> <p>お客さまとの間の利益相反の可能性を十分把握し、適切に管理するため、利益相反管理方針を策定・公表しております。</p> <p>※こちらは重要情報シート（個別商品編）おまかせ投資（投資一任契約）の「質問例」に対する一般的な回答です。</p> |
|---|---|